

## 2 森林の主要樹種以外の立木の評価

立木評価の一層の適正化を図る観点から、松、くぬぎ及び雑木を「森林の主要樹種以外の立木」に改めることとした。

また、「森林の主要樹種以外の立木」の価額については、標準価額を基として評価することとしていたが、原則として、売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価することとした。

(評価通達113、117、118、119=改正)

### 1 従来 of 取扱い

森林の主要樹種を杉、ひのき、松、くぬぎ及び雑木とし、その立木の価額は、国税局長の定める標準価額に、その森林について地味級（地味の肥せき）、立木度（立木の密度）及び地利級（立木の搬出の便否）に応じてそれぞれ別に定める割合を連乗して求めた金額に、その森林の地積を乗じて計算した金額によって評価することとしている。

また、「森林の主要樹種以外の立木」の価額についても、主要樹種の立木の価額と同様の方法により評価することとしている。

### 2 通達改正の概要

松、くぬぎ及び雑木の価額については、近年の林業を取り巻く環境の変化により、価額の個別性が強い樹種となってきた実態を踏まえ、標準価額を定めることはせずに、その個別性を課税時期の評価額に適正に反映させることとし、「森林の主要樹種以外の立木」に改め、原則として、売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価することとした。

また、松、くぬぎ及び雑木以外の「森林の主要樹種以外の立木」の価額についても、同様の方法により評価することとした。